

1. 住民登録に関する手続き

はじめにすること

手続き 死亡届、斎場利用・埋火葬許可申請

手続き詳細	期 限
死亡届は、死亡の事実を知った日から期限内に届け出なければなりません。 なお、死亡届出時に斎場の予約も一緒に受け付けますので、火葬の希望日時を関係者（葬儀社及びお寺など）と打ち合わせした上でお越しください。	死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡した場合は3ヶ月以内）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書（または死体検案書） ☐ 死亡届	市民課 ☎ 054-626-1116

戸籍と住民票

手続き 戸籍の消除、住民票の消除

手続き詳細	期 限
死亡届を提出すれば自動的に消除されるので、手続きは不要です。 （他の市区町村役場に死亡届を提出した場合も含みます。）	なし
必要なもの	問い合わせ先
—	市民課 ☎ 054-626-1116

世帯主だった

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
故人が世帯主で同一世帯員がいる場合、世帯主変更届を死亡届出時に一緒に行います。	なし
必要なもの	問い合わせ先
—	市民課 ☎ 054-626-1116

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録の抹消

手続き詳細	期 限
手続きや印鑑登録証の返納の義務はありません。死亡届の提出により印鑑登録は自動的に抹消されます。	なし
必要なもの	問い合わせ先
—	市民課 ☎ 054-626-1116

マイナンバーカード（または個人番号通知カード）を持っていた

手続き マイナンバーカード（または個人番号通知カード）の保管

手続き詳細	期 限
手続きや返納の義務はありません。相続などの手続きでマイナンバーが必要になる場合があるため、大切に保管してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
—	市民課 ☎ 054-626-1116

住民基本台帳カードを持っていた

手続き 住民基本台帳カードの返納

手続き詳細	期 限
故人が住民基本台帳カードをお持ちだった場合、住民基本台帳カードを返納してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人の住民基本台帳カード ☐ 持参した人の本人確認書類（運転免許証など）	市民課 ☎ 054-626-1116

1. 住民登録に関する手続き

旅券（パスポート）を持っていた

手続き 旅券（パスポート）の失効手続き

手続き詳細	期 限
故人が有効期間内の旅券（パスポート）をお持ちだった場合は、失効の手続きが必要です。	なし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人の旅券（パスポート） ☐ 死亡したことが分かる書類（死亡したときの住所または本籍のいずれかが焼津市の場合は、不要です。） ☐ 持参した人の本人確認書類（運転免許証など）	市民課 ☎ 054-626-1116

戸籍謄（抄）本が必要になったとき

手続き 戸籍謄（抄）本の交付

手続き詳細	期 限
○本籍地が焼津市の方 【死亡届を焼津市に提出した場合】 届出をした日から開庁日のみを数えて5日目以降に請求いただくことができます。 ※ただし、連休前後の場合は日数が異なります。 【死亡届を焼津市以外の市区町村に提出した場合】 届出いただいた内容が戸籍に記載されるまでに時間がかかります。 ○本籍地が市外の方 本籍地の市区町村へお問い合わせください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証など） ※相続人以外の方が窓口に来られる場合は委任状が必要です。	市民課 ☎ 054-626-1116

MEMO

除票が必要になったとき

手続き 除票（消除された住民票）の写しの交付

手続き詳細	期 限
【死亡届を焼津市に提出した場合】 届出をした日の翌開庁日以降に請求いただくことができます。 【死亡届を焼津市以外の市区町村に提出した場合】 住民票が消除されるまでに時間がかかります。 【住所が市外の場合】 住所地の市区町村へお問い合わせください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証など） ☐ 請求理由などの申述 ※相続人以外の方が窓口に来られる場合は委任状が必要です。	市民課 ☎ 054-626-1116

MEMO

2. 健康保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証の返納

手続き詳細	期 限
故人の国民健康保険被保険者証等は、個人情報漏れないように破棄するか、国保年金課（大井川市民サービスセンターでも可）へ返納してください。 ※国民健康保険以外の健康保険（社会保険や共済組合など）に加入していた場合は、勤務先またはご加入の健康保険組合や共済組合などで手続きしてください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人の国民健康保険被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせ ☐ 故人の限度額適用認定証・特定疾病療養受療証（お持ちの場合）	国保年金課 保険担当 ☎ 054-626-1113 国保年金課 給付担当 ☎ 054-626-1112

手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
葬儀を行った場合、喪主に対して葬祭費5万円を支給します。支払方法は、原則として喪主の口座へ振り込みとなります。 ※手続きは喪主以外の方でも行うことができます。 ※喪主以外の方の口座へ振り込みを希望される場合は、事前にお問い合わせください。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭費支給申請書 ※申請書は、平日に死亡届を提出された場合は窓口でお渡しします。土日祝休日に届け出た場合は後日郵送します。 ☐ 喪主の印鑑（朱肉を使うもの） ☐ 喪主の振込先口座がわかるもの（預金通帳など） ☐ 葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（会葬礼状、訃報など）	国保年金課 給付担当 ☎ 054-626-1112

MEMO

手続き③ 高額療養費の申請及び振込口座の変更

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 申請者（相続人代表者）の印鑑 ☐ 申請者（相続人代表者）の預金通帳など	国保年金課 給付担当 ☎ 054-626-1112

手続き④ 納税義務者に関する相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
故人が国民健康保険税の納税義務者だった場合は、相続人代表者の届出が必要です。相続人代表者は、相続人の中から決めてください。 ※期日までに代表者が決まらない場合は、国保年金課までご連絡ください。	おおむね 2 週間以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人であることが分かる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど 【相続放棄する場合】 ☐ 相続放棄申述受理通知書の写しなど	国保年金課 保険担当 ☎ 054-626-1113

MEMO

2. 健康保険に関する手続き

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 保険証（資格確認書）の返納

手続き詳細	期 限
故人の後期高齢者医療保険被保険者証（資格確認書）は、個人情報が入らないように破棄するか、国保年金課（大井川市民サービスセンターでも可）へ返納してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人の後期高齢者医療被保険者証（資格確認書） ☐ 故人の限度額適用認定証、特定疾病療養受領証（お持ちの場合）	国保年金課 後期高齢者担当 ☎ 054-626-2164

手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
葬儀を行った喪主に対して葬祭費5万円を支給します。支払方法は、喪主の口座へ振り込みとなります。 ※手続きは、喪主以外の方でもしていただけます。 ※喪主以外の方の口座へ振り込みを希望される場合は、事前にお問い合わせください。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭費支給申請書 ※申請書は、平日に死亡届を提出された場合は窓口でお渡しします。土日祝休日に届け出た場合は後日郵送します。 ☐ 喪主の振込先口座がわかるもの（預金通帳など） ☐ 葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（会葬礼状、訃報など）	国保年金課 後期高齢者担当 ☎ 054-626-2164

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金のみを受給していた

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
故人が老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金のいずれかのみを受給していた場合、ご遺族が次に該当すると、未支給年金の請求などの手続きができる場合があります。 ○亡くなられた年金受給者である方と、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族	亡くなられた日から 5 年以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人の年金手帳、年金証書 ☐ 請求者の通帳 ☐ 請求者の戸籍謄（抄）本などの書類（故人と請求者の続柄が確認できるもの） ☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの ☐ 窓口に来る方の本人確認書類 ※請求者の状況により持ち物は異なります。	国保年金課 年金担当 ☎ 054-626-1114 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

国民年金に加入していた

手続き 国民年金の手続き

手続き詳細	期 限
故人が国民年金に加入中（国民年金第1号被保険者の方）または老齢基礎年金の受給資格を満たす場合、手続きが必要となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。	—
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人の基礎年金番号がわかるもの	国保年金課 年金担当 ☎ 054-626-1114 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

厚生年金、共済年金を受給または加入していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
故人が加入または受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。（共済年金に加入または受給していた方は、共済組合へもお問い合わせください。）	—
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人の基礎年金番号がわかるもの	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

MEMO

4. 税金に関する手続き

市税の納付がある

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
故人の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が故人に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。	納付書に記載の納期限まで
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納付書	納税促進課 納税促進担当 ☎ 054-626-1140

手続き② 口座振替停止または変更の手続き

手続き詳細	期 限
故人が市税の口座振替をしている口座名義人だった場合は、「市税等口座振替依頼申込書兼廃止届出書」を、お取引のある金融機関窓口へ提出してください。	できるだけ速やかに ※届出日によっては、納期限に間に合わないことがあります。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通帳 ☐ 印鑑 ☐ 納税通知書 ※軽自動車税、固定資産税、市県民税、国民健康保険税以外の 手続きについては、各担当課へご確認ください。	納税促進課 収納管理担当 ☎ 054-626-2147

MEMO

市民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
故人に市民税・県民税・森林環境税が課税されている場合、市民税・県民税・森林環境税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。課税課までご連絡ください。	おおむね1ヶ月以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類など	課税課 市民税担当 ☎ 054-626-2149

固定資産を持っていた

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
故人が固定資産を持つ所有者（納税義務者）だった場合、その所有者（納税義務者）に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。	おおむね1ヶ月以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類など	課税課 土地担当 ☎ 054-626-1149 課税課 家屋担当 ☎ 054-626-2150 管轄の法務局 静岡地方法務局藤枝支局 ☎ 054-641-1158

4. 税金に関する手続き

登記をしていない建物を持っていた

手続き 家屋所有者（納税義務者）変更届の提出

手続き詳細	期 限
故人が所有者（納税義務者）であった未登記の家屋については、その所有者（納税義務者）を変更する届出をしていただく必要があります。	決まり次第できるだけ速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 遺産分割協議書の写し、または事実確認のできる書類など	課税課 家屋担当 ☎ 054-626-2150

軽自動車税（種別割）が課税されていた

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
故人が軽自動車などを持つ納税義務者だった場合、その納税義務者に代わって軽自動車などにかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。	おおむね1ヶ月以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類など	課税課 償却資産・諸税担当 ☎ 054-626-1142

MEMO

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
故人名義の車両を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30 日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 故人と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） 【相続人以外の方が手続きする場合のみ】 ☐ 相続人からの委任状	課税課 償却資産・諸税担当 ☎ 054-626-1142

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
故人名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	所有者になった日から 15 日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート ☐ 車台番号の石刷りまたは写真 ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 故人と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） 【相続人以外の方が手続きする場合のみ】 ☐ 相続人からの委任状	課税課 償却資産・諸税担当 ☎ 054-626-1142

5. 福祉に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 証書の返納

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返納してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返納してください。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証（交付されている場合） ☐ 介護保険負担限度額認定証（交付されている場合）	介護保険課 ☎ 054-626-1159

手続き② 介護保険相続人の代表者指定届出書の提出

手続き詳細	期 限
故人が 65 歳以上の場合は、介護保険相続人の代表者指定届出書の提出が必要です。後日、市より亡くなられた方の保険料などの還付または未納に関するお手紙を相続人の代表者に送付します。 ※郵送でも手続きできます。ご連絡いただければ介護保険相続人の代表者指定届出書を郵送でお送りします。	おおむね 2 週間以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の代表者の振込口座のわかるもの ☐ 相続人の代表者の印鑑 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	介護保険課 ☎ 054-626-1159

MEMO

在宅ねたきり老人等紙おむつ支給券を利用していた

手続き 紙おむつ支給券の返納

手続き詳細	期 限
故人が在宅ねたきり老人等紙おむつ支給券を利用していた場合で、未使用分の紙おむつ支給券があれば返納してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人の紙おむつ支給券	地域包括ケア推進課 ☎ 054-626-1117

高齢者タクシー乗車券を利用していた

手続き 高齢者タクシー乗車券の返納

手続き詳細	期 限
故人が高齢者タクシー乗車券を利用していた場合で、未使用分のタクシー乗車券があれば返納してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人の高齢者タクシー乗車券	地域包括ケア推進課 ☎ 054-626-1117

在宅ねたきり老人等介護手当を受給していた

手続き 在宅ねたきり老人等介護手当変更等届の提出

手続き詳細	期 限
ねたきり老人等または介護者が死亡した場合、受給資格が喪失となります。焼津市在宅ねたきり老人等介護手当変更等届等をご提出ください。	できるだけ速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 焼津市在宅ねたきり老人等介護手当変更等届 ☐ 焼津市在宅ねたきり老人等介護手当口座変更届	地域包括ケア推進課 ☎ 054-626-1117

5. 福祉に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返納

手続き詳細	期 限
故人が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳 ☐ 印鑑	障害福祉課 ☎ 054-626-1127

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
故人が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。故人と同一住所の配偶者及び扶養義務者がいる場合に請求することができます。	死亡日から 14 日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、請求者の振込口座のわかるもの	障害福祉課 ☎ 054-626-1127

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
故人が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。故人と同一住所の配偶者及び扶養義務者がいる場合に請求することができます。	死亡日から 14 日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、請求者の振込口座のわかるもの	障害福祉課 ☎ 054-626-1127

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き①

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
故人が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から 14 日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人の特別児童扶養手当証書 ☐ 死亡診断書の写し（死亡の事実がわかる書類） ☐ 未払い分がある場合は、対象児童の振込口座の口座振込申出書 ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求書 ☐ 戸籍謄本（請求者と対象児童） ☐ 認定請求者の振込口座の口座振込申出書 ☐ マイナンバーカード（請求者、扶養義務者、児童のマイナンバーがわかるもの） ☐ 印鑑	障害福祉課 ☎ 054-626-1127

【児童が亡くなられた場合】

手続き②

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返納
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
故人が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から 14 日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 印鑑	障害福祉課 ☎ 054-626-1127

5. 福祉に関する手続き

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返納

手続き詳細	期 限
故人が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返納してください。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療） ☐ 印鑑	障害福祉課 ☎ 054-626-1127

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き① 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
故人が掛金を支払っていた場合、年金支給の請求手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人の死亡診断書 ☐ 故人の除票 ☐ 年金を受給する方の住民票（年金管理者が指定されている場合は年金管理者の住民票も必要となります。） ☐ 加入証書・口数追加証書 ☐ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	障害福祉課 ☎ 054-626-1127

MEMO

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き② 弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
故人が年金の受給を予定していた場合、弔慰金支給の請求手続きが必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人の除票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 加入証書・口数追加証書 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	障害福祉課 ☎ 054-626-1127

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き③ 心身障害者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
故人が年金を受給していた場合、心身障害者死亡届の提出が必要です。	死亡日から14日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人の除票（県外に住所があった方のみ）	障害福祉課 ☎ 054-626-1127

重度障害者医療費の助成を受けていた

手続き 重度障害者医療費助成受給券の返納及び、資格喪失届、相続人指定届、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
故人が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人の重度障害者医療費助成受給者証 ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障害福祉課 ☎ 054-626-1127

5. 福祉に関する手続き

重度心身障害者タクシー料金割引乗車券を利用していた

手続き

重度心身障害者タクシー料金割引乗車券の資格喪失届と、未使用分の助成券の返納

手続き詳細	期 限
故人が重度心身障害者タクシー料金割引乗車券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の乗車券があれば返納となります。	なし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人の未使用分の重度心身障害者タクシー料金割引乗車券	障害福祉課 ☎ 054-626-1127

障害福祉サービスを利用していた

手続き

障害福祉サービス受給者証の返納

手続き詳細	期 限
故人が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返納となります。	なし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 故人の障害福祉サービス受給者証	障害福祉課 ☎ 054-631-5532

MEMO

6. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者の変更

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた方が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。 ※対象児童が亡くなられた場合も手続きが必要です。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 本人確認書類 ☐ 健康保険の資格が確認できるもの（資格確認書など） ☐ 金融機関の通帳またはキャッシュカード ☐ マイナンバーのわかるもの ※上記の持ちものはすべて、受給予定者のものをお持ちください。 ☐ お子様名義の通帳またはキャッシュカード ※受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	子育て支援課 ☎ 054-626-1137

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給資格者死亡届等の提出

手続き詳細	期 限
児童扶養手当を受給していた方が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。 ※対象児童が亡くなられた場合も手続きが必要です。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて14日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童扶養手当証書 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ※このほか故人により必要な書類が異なります。	子育て支援課 ☎ 054-626-1137

6. 子どもに関する手続き

子ども医療費受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の修正

手続き詳細	期 限
子ども医療費受給者証を交付されていた児童の保護者が亡くなられた場合、保険変更及び保護者変更につき、手続きが必要です。 ※対象児童が亡くなられた場合、受給者証は死亡日をもって失効になりますので、返納または破棄してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 子ども医療費受給者証 ☐ 児童の健康保険の資格が確認できるもの（資格確認書など） ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 054-626-1137

ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納または修正、喪失届または変更届の提出

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日をもって失効となります。 ※対象児童が亡くなられた場合も手続きが必要です。	なし
必要なもの	問い合わせ先
☐ ひとり親家庭等医療費助成受給者証 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 054-626-1137

MEMO

養育医療券を交付されていた

手続き 医療券の返納、変更届の提出

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付されていた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 養育医療券 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 054-626-1137

保育所・幼稚園などに通っている園児がいる場合

手続き 給付認定の変更、家族構成の変更の手続き

手続き詳細	期 限
給付認定申請書などの内容や保育料に変更が生じる場合がありますのでご連絡ください。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
—	保育・幼稚園課 ☎ 054-626-2772

MEMO

7. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
故人が契約者となっていた場合は、変更の届出または中止の届出（電話で可）を行ってください。 また、故人が口座振替の名義人だった場合は金融機関窓口で手続きが必要です。詳しくは水道料金事務センターまでお問い合わせください。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
必要なもの	問い合わせ先
<電話で伝えていただきたいこと> 給水先の住所、名義変更の日、中止日、使用者名（フリガナ・漢字）、連絡先の電話番号、納付書の送付先、連絡した方の氏名	水道料金事務センター ☎ 054-656-0055

下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であつた

手続き 下水道事業受益者変更届書の提出

手続き詳細	期 限
故人が下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中の受益者（納付義務者）だった場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※ 郵送でも手続きできます。ご連絡いただければ変更届書をお送りします。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 下水道事業受益者変更届書	上下水道部 下水道課 ☎ 054-624-8300

MEMO

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き し尿くみ取り停止または変更手続き

手続き詳細	期 限
故人がし尿くみ取り式のトイレを使用しており、今後し尿くみ取り式トイレを使用しない場合または請求者が変更となる場合は、小屋敷環境管理センターへご連絡ください。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
必要なもの	問い合わせ先
—	上下水道部下水道課 小屋敷環境管理センター ☎ 054-628-7408

浄化槽を使用していた

手続き 浄化槽清掃手数料の請求者変更手続き

手続き詳細	期 限
故人が浄化槽を使用しており、請求者が変更となる場合は、保守点検業者及び小屋敷環境管理センターへご連絡をお願いします。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
必要なもの	問い合わせ先
—	上下水道部下水道課 小屋敷環境管理センター ☎ 054-628-7408

MEMO

8. 農業に関する手続き

農地を所有していた

手続き 農地法第3条の3の規定による届出書の提出

手続き詳細	期 限
農地を相続で取得した場合、農地法第3条の3の規定による届出書を提出してください。	相続発生日からおおむね 10ヶ月以内
必要なもの	問い合わせ先
—	農業委員会 ☎ 054-626-2159

農業者年金に加入または受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
農業者年金死亡関係届出書を最寄りの農協支店に提出をしてください。 詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 受給者または加入者の死亡した年月日を明らかにできる除籍 謄本、住民票除票の写し等 【受給者の場合】 ☐ 農業者年金証書または紛失届 【加入者の場合】 ☐ 農業者年金被保険者証 【未支給年金や死亡一時金の請求がある場合】 ☐ 死亡した者と請求者との身分関係を明らかにする戸籍謄本等 ※ 手続きにより、その他書類が必要になる場合があります。	農業委員会 ☎ 054-626-2159

9. その他の手続き

市営住宅に入居していた

手続き 入居承継承認手続き、同居者異動手続きまたは明渡手続き

手続き詳細	期 限
故人が市営住宅に入居していた場合は、届出が必要です。 ①故人が契約者本人で、配偶者などが引き続き入居を続ける場合は「市営住宅入居承継承認申請書」を提出してください。 ②故人が同居人（ご家族）だった場合は、「市営住宅同居者異動届出書」を提出してください。 ③退去される場合は「市営住宅明渡届出書」を提出してください。 ※詳しくは、静岡県住宅供給公社までお問い合わせください。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
必要なもの	問い合わせ先
①～③の申請書及び届出書に以下の書類を添付してください。 ☐ 死亡届の写し ☐ 戸籍謄本 ※ このほか故人により必要な書類が異なります。静岡県住宅供給公社にご確認の上、お手続きください。	静岡県住宅供給公社 （住宅サービス課） ☎ 054-255-4824 建築住宅課 ☎ 054-626-2163

住んでいた家が空き家となった

手続き 相続した空き家の特別控除について、空き家に関する一般相談

手続き詳細	期 限
● 空き家（昭和56年5月31日以前に建築された家屋）をお持ちの場合 家屋及びその敷地を相続した方が、概ね3年以内に耐震改修または取り壊し後にその家屋または敷地を譲渡すると、確定申告時に特別控除を受けられる場合があります。 その際、市が発行する「被相続人居住用家屋等確認書」が必要となります。 その他にも要件がございますので、事前にご相談ください。 ● 空き家に関する一般的な相談 空き家に関する一般的な相談がありましたら、右記問い合わせ先までご連絡ください。	—
必要なもの	問い合わせ先
—	建築住宅課 ☎ 054-626-2163

9. その他の手続き

河川用地または水路用地を占有していた

手続き 占有許可の変更手続き

手続き詳細	期 限
故人が許可取得者だった場合には、「死亡（解散）届」を提出してください。 相続人や新たに許可を取得する方が届け出ること、「権利譲渡申請書」に代えることができます。 詳しくは土木管理課までお問い合わせください。	できるだけ速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑	土木管理課 ☎ 054-626-2171

森林を持っていた

手続き 森林の土地所有者届

手続き詳細	期 限
都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている土地について、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、届出書の提出が必要になります。	所有者となった日から 90 日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 森林の土地所有者届出書 ☐ 登記事項証明書 ☐ 申請土地の位置図	経済部 農政課 ☎ 054-626-2158

MEMO

犬・猫を飼っていた

手続き 所有者変更届

手続き詳細	期 限
故人が犬・猫の飼い主だった場合は、次に飼い主となる方が飼い主の変更手続きを行ってください。 【新たな飼い主のお住まいが焼津市の場合】 ⇒環境課でお手続きいただけます。 【新たな飼い主のお住まいが焼津市以外の場合】 ⇒お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。 ※マイクロチップ装着済の犬の場合には、公益社団法人日本獣医師会のサイトからオンライン等で手続きをお願いします。 (焼津市役所では手続きできません) 問い合わせ先 公益社団法人日本獣医師会 ☎03-6384-5320  https://reg.mc.env.go.jp/	変更から 30 日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 愛犬手帳（登録番号や狂犬病予防注射の番号がわかるもの） ☐ ねこ登録手帳（登録番号がわかるもの）	環境課 ☎ 054-626-2153

MEMO

市民相談室&消費生活センター案内

相談は無料です。秘密は厳守されますので、安心してご利用ください。
祝休日等との兼ね合いにより相談日が変更となる場合があります。

市民相談室の各種相談窓口

☎ 054-626-1133

具体的な日程については、市民相談室にお問い合わせください。

名 称	と き		相談対象	相談員
市民相談	月～金曜日	8時30分～17時	身の回りの悩みや心配事の相談	市民相談員
司法書士相談 (要予約)	毎月 第2月曜日	13時～16時	不動産の権利（相続・売買・贈与・担保など）についての相談	司法書士
弁護士相談 (要予約)	毎週水曜日	13時～15時 ※第1相談日は 10時～12時、 13時～15時	夫婦・親子、相続、土地・家の貸借、金銭貸借など、民事の法律全般についての相談	弁護士

消費生活センターの各種相談窓口

☎ 054-626-1147

具体的な日程については、消費生活センターにお問い合わせください。

名 称	と き		相談対象	相談員
消費生活相談	月～金曜日	9時～16時	商品やサービスの契約、訪問販売のトラブルなどの相談	消費生活相談員
弁護士による 多重債務相談 (要予約)	毎月第1・ 第3金曜日	13時～15時	多重債務（借金）の 解決に向けた相談	弁護士

焼津公証役場の案内

「焼津公証役場」が、焼津市役所大井川庁舎 2 階に設置されています。
事前に電話予約の上、お気軽にご相談ください。

焼津公証役場
☎ 054-668-9933

【公証役場とは】

国（法務省）から任命された公証人（裁判官、検察官等の法務実務経験者）が、遺言や任意後見などの公正証書の作成、会社等の定款の認証等を行う公的機関です。

中立・公正な公証人が作成する書面を残すことにより、争いを未然に防ぐことができます。

【主な業務】

- ・遺言や任意後見などの公正証書の作成
- ・会社等の定款の認証
- ・確定日付の付与 など

MEMO

ご遺族支援コーナー「こころ」のご案内

ご遺族支援コーナー「こころ」では、身近な人が亡くなられた後の市役所での多くの手続きについて、申請書の作成や各種手続きにかかるご遺族様のご負担を少しでも軽減できるようお手伝いさせていただきます。

コーナーのご利用は事前予約をお願いします。

開設場所	焼津市役所2階 ご遺族支援コーナー「こころ」 大井川市民サービスセンター1階 「こころ大井川」
予約・お問い合わせ先	専用電話 ☎ 054-625-8191
予約受付時間	平日 8時30分～12時、13時～17時
コーナー利用時間	平日 ①9時～ ②10時30分～ ③13時30分～ ④14時45分～ ⑤16時～ ※各回1時間程度 ご利用には予約が必要です。 3開庁日以降の日時で予約を受け付けます。
利用対象者	焼津市に住民登録があった方のご遺族
コーナー場所 (市役所本庁舎2階 または 大井川市民サービスセンター)	市役所本庁舎 2階フロアマップ ※大井川市民サービスセンターでもコーナーを開設しています。 「こころ大井川」をご予約された方は、当日直接大井川市民サービスセンター窓口へお声掛けください。

<ご注意>

※内容によってはすべての手続きが終わらない場合もありますが、できるだけご負担が少なくなるようお手伝いさせていただきます。

※コーナーの利用状況によってはお待ちいただく場合がございますが、ご理解願います。

※直接各担当窓口に行って手続きをしていただくこともできます。

※予約の際、亡くなられた方と来庁される方の情報をお伺いします。伺った内容は必要な手続きを確認するため関係各課に情報提供されることに同意の上、ご利用ください。

「こころ」にお持ちいただくもの

お越しいただく際には、下記のうち該当するものをお持ちください。

ご遺族のもの

- ☐ 認印（相続人代表者、喪主）
- ☐ お越しいただく方の本人確認書類
 - ・ 写真付きのもの
（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など）
 - ・ 写真付きのものがない場合は下より2点
（健康保険証（資格確認書）、介護保険証、年金手帳、年金証書など）
- ☐ 預貯金通帳（相続人代表者、喪主）
- ☐ 葬祭を行なったこと及び喪主が確認できるもの（会葬礼状、訃報など）
- ☐ 葬祭費請求書（亡くなられた方が国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していた場合）

※相続人代表者が法定相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。

亡くなられた方がお持ちだったもの（例）

※ご持参できない場合でも、手続きについてご案内しています。お手元にあるものだけご用意ください。

- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証（資格確認書）
 - ・ 国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、加入者全員の被保険者証（資格確認書）
 - ・ 加入者が亡くなられ、葬祭を行った場合に葬祭費が請求できます
- ☐ 亡くなられた方の各種認定証（限度額摘要認定証、特定疾病療養受領証など）
- ☐ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険限度額認定証
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、
自立支援医療受給者証、重度心身障害者（児）医療費助成金受給者証
- ☐ 納税通知書など通知番号のわかるもの
- ☐ 印鑑登録証
- ☐ 住民基本台帳カード

... など